

◎令和8年度委託料単価

(別紙)

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合

・基本額（年額）

児童の数	補助上限額
1～19	3,028,000円－（19人-支援の単位を構成する児童の数（※1））×28,000円
20～35	5,416,000円－（36人-支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
36～45	5,416,000円
46～70	5,416,000円－（支援の単位を構成する児童の数-45人）×96,000円
71～	2,917,000円

・加算額（年額）

加算項目	単価	
開所日数（※2）	23,000円	（年間開所日数-250日）×23,000円（1日8時間以上開所する場合）
長時間（平日）	495,000円	18時半を超える時間の年間平均時間数×495,000円
長時間（長期休暇等）	223,000円	長期休暇等に1日8時間を超える時間の年間平均時間×223,000円

●設備運営基準どおり常勤の放課後児童支援員（※3）を2名以上配置した場合

・基本額（年額）

児童の数	補助上限額
1～19	5,107,000円－（19人-支援の単位を構成する児童の数）×28,000円
20～35	7,495,000円－（36人-支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
36～45	7,495,000円
46～70	7,495,000円－（支援の単位を構成する児童の数-45人）×96,000円
71～	4,997,000円

・加算額（年額）

加算項目	単価	
開所日数（※2）	31,000円	（年間開所日数-250日）×31,000円（1日8時間以上開所する場合）
長時間（平日）	804,000円	18時半を超える時間の年間平均時間数×804,000円
長時間（長期休暇等）	362,000円	長期休暇等に1日8時間を超える時間の年間平均時間×362,000円

（※1）「児童の数」とは、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数。

≪平均利用人数算出方法：1週間のうち6日間（月～土）開所している場合で、1週間のうち3日間利用する児童が3人の場合≫
 $3/6日 = 0.5人$ $0.5人 \times 3人 = 1.5人$ →小数点以下切り上げで2人になる。

（※2） 契約初年度については、開所日数が250日未満のため、加算の対象外となる。

（※3） 常勤の放課後児童支援員とは、法定労働時間の範囲内において、運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事する職員とするが、運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も含めるものとする。

●その他加算額

加算項目	単価	
①賃借料補助事業	287,000円 （月額上限）	平成27年度以降に新たに施設を賃借した場合で賃貸借契約の契約の相手方が同一法人以外の場合
②小規模放課後児童クラブ支援事業	735,000円 （年額）	支援の単位を構成する児童の数が19人以下かつ放課後児童支援員等を複数配置する場合
③放課後子ども環境整備事業	1,000,000円 （初年度のみ）	本事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入する場合（事前に市と協議すること。原則児童の受け入れ開始前までに整備・購入したものに限る。）
④支援員等処遇改善 （月額9,000円相当）	11,000円 （月額）	職員に対する3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善を行う場合に必要経費補助基準額（月額11,000円）×賃金改善対象者数×事業実施月数

※基準額が（年額）となっているものについて、契約初年度は各基準額ごとに「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。なお、事業実施月数は、児童の受け入れを開始した日の属する月から起算する。